

## 未利用口座に関する特約規定変更のお知らせ

平素は網走信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、長期間ご利用がないお客様の口座が金融犯罪に不正利用されることを防止するため、2年以上一度もお預入れまたは払戻し等によるお取引がない口座を対象とした、「未利用口座管理手数料」（年間1,200円税別）をいただくこととしております。

このたび、2023（令和5）年4月1日付けにて、下記のとおり未利用口座に関する特約規定を変更させていただきますのでお知らせいたします。

**長期間ご利用されていない普通預金口座、貯蓄預金口座がございましたら、ぜひご利用の再開をお願いいたしますとともに、今後ご利用予定のない口座につきましては、ご解約をお勧めいたします。**

今後もより一層のサービス向上に努めてまいりますので、ご愛顧賜りますよう、よろしく願い致します。

## 記

## 1. 変更内容

## 同特約規定 3.（未利用口座管理手数料）第5項

変更前（現行）	①未利用口座の預金残高が1万円以上の場合 ②未利用口座の取引店と同一店舗において、定期性預金、保険等のお取引がある場合 ③未利用口座の取引店と同一店舗において、ご融資のお取引がある場合
変更後 2023（令和5）年4月1日以降	①未利用口座の預金残高が1万円以上の場合 ②未利用口座の取引店と同一店舗において、定期性預金、 <b>国債</b> 、保険等のお取引がある場合 ③未利用口座の取引店と同一店舗において、ご融資（ <b>カードローン契約を含む</b> ）のお取引がある場合 ④ <b>未利用口座の名義人が未成年者である場合</b> ⑤ <b>未利用口座が後見制度支援預金である場合</b>

## 2. 未利用口座管理手数料の対象口座

### ①次に該当する口座を未利用口座とします

最後のお預入れまたは払戻し等によるお取引(当該口座のお利息組入れ、及び手数料の口座引き落としは除きます。)から、2年以上一度もお預入れまたは払戻し等のお取引がない口座。

### ②未利用口座であっても、次のいずれかに該当する場合は本手数料の対象外となります

- ・未利用口座の預金残高が1万円以上の場合。
- ・未利用口座の取引店と同一店舗において、定期性預金、**国債**、保険等のお取引がある場合。
- ・未利用口座の取引店と同一店舗において、ご融資 (**カードローン契約を含む**) のお取引がある場合。
- ・未利用口座の名義人が未成年者である場合。
- ・未利用口座が後見制度支援預金である場合。

### ③ご注意ください点

- ・対象の普通預金口座は、無利息型普通預金、通帳レス口座を含みます。
- ・通帳・印章の喪失等により、ご利用を停止している口座も対象となります。

## 3. 未利用口座管理手数料について

- ・本手数料の対象となる口座を保有するお客様に対しては、当金庫にお届けのお名前、ご住所あてに、事前にご案内を送付させていただきます。なお、ご案内が到達しなかった場合等でも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- ・事前通知をした月の翌々月の月末時点においてもお取引がない場合に、手数料、年額1,200円(消費税別)を当該口座から引落しいたします。

## 4. 未利用口座の自動解約

- ・口座残高が手数料未満の場合は、口座残高をもって本手数料の一部としてご負担いただき、未利用口座を解約させていただきます。
- ・ご負担いただいた本手数料のご返却、及び解約させていただいた口座の再利用はいたしかねますので、予めご了承ください。

## 5. 「未利用口座に関する特約規定」の改定

- ・本手数料の適用対象口座の変更に伴い、「未利用口座に関する特約規定」を改定いたします。なお、改定日は「2023(令和5)年4月1日」とし、同日から適用させていただきます。

## 6. その他

- ・婚姻やお引っ越し等により、現在当金庫にお届けいただいているお名前、ご住所等に変更がある場合は、この機会に氏名、住所変更等のお手続きをお願いいたします。

※ご不明な点がございましたら、お取引店にお問い合わせください。

以上